

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り  
たるときの翌日)

## 目 次

◇ 規 則  
鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則(高齢者対策課)

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則(健康対策課)

◇ 告 示  
保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額の一部改正(〃)

◇ 企 業 管 理 規 程  
企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程(総務課)  
鳥取県営皆生温泉公園の管理に関する規程の一部を改正する企業管理規程(〃)

公布された規則のあらまし

◇ 鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

一 県立岩井長者寮及び県立福原荘の使用料の額を次のとおり引

き上げることとした。

二 この規則は、平成二年四月一日から施行することとした。

◇ 保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

一 市町村その他の団体が実施する結核予防法による予防接種又は健康診断及び一件二十人以上の集団検査又は学校若しくは社会福祉施設の給食従事者の検査に係る減額して徴収する使用料の額を次のとおり改めることとした。

区分	経済的事 情による 区分	金 額 (一人月額)	
		一人で使用する場合	二人で使用する場合
大居室 C十階層	現 行	〇二二、八	〇二一、八
	改 正 後	〇二五、九	〇二一、八
小居室 C十階層	現 行	〇〇一、八	〇〇一、八
	改 正 後	〇〇四、九	〇〇三、九

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改 正 後
一 結核予防法による予防	BCG経皮接種	一人一回に二百八十四円三百七十二円	
	エックス線間接写	七十ミリメートル一枚につき	八十六円
	真診断	百ミリメートル一枚につき	九十一円
	メー	一人一枚につき	百三十三円
	ル		百十八円

二 この規則は、平成二年四月一日から施行することとした。

二 一人一件二十人以上の集団検査又は学校若しくは社会福祉施設の給食従事者の検査	腸内細菌培養検査	一人一検査につき	防接種又は健康診断	一人一件につき	三百七十九円	三百七十四円
			精密検査	エックス線直接写真診断を省略した場合一人一件につき	百五十七円	百六十二円

### 規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第十六号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を

### 改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表の表の小居室のC十階層の項中

一一一、八〇〇円

一一〇、

八〇〇円

を 一二四、九〇〇円

一二三、九〇〇円

に改め、同

表の大居室のC十階層の項中

一一二、八〇〇円

一一一、八〇〇円

を 一二五、九〇〇円

一二四、九〇〇円

に改める。

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表の表の小居室のC十階層の項中

一一一、八〇〇円

一一〇、

八〇〇円

を 一二四、九〇〇円

一二三、九〇〇円

に改め、同

表の大居室のC十階層の項中

一一三、八〇〇円

一一二、八〇〇円

を 一二五、九〇〇円

一二四、九〇〇円

に改める。

附 則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十七号

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和四十四年三月鳥取県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「二百八十四円」を「三百七十二円」に、「八十六円」を「九十一円」に、「百三円」を「百十八円」に、「三百七十九円」を「三百七十四円」に、「百五十七円」を「百六十二円」に、「三百円」を「五百五十円」に改める。

附 則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百七十六号

昭和五十年三月鳥取県告示第三百七号（保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について）の一部を次のように改正する。

平成二年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号中「百二十八円」を「百七十九円」に改め、第二号イ中「四百六十円」を「五百六十円」に改め、同号ロ中「四百八十円」を「五百七十円」に改める。

企 業 管 理 規 程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

平成二年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第一号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第五条の二の次に次の一条を加える。

（単身赴任手当）

第五条の三 条例第六条の二第一項及び第二項の企業管理規程で定めるやむを得ない事情、同条第一項本文及びただし書並びに第二項の企業管理規程で定める基準、同条第二項の任用の事情等を考慮して企業管理規程で定める職員並びに同条第二項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定める職員は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

附 則

この企業管理規程は、平成二年四月一日から施行する。

鳥取県営皆生温泉公園の管理に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

平成二年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第二号

鳥取県営皆生温泉公園の管理に関する規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県営皆生温泉公園の管理に関する規程（昭和五十五年十月鳥取県企

業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、プール利用料金のうち超過料金に係るものについては、後納とする。

第五条第二項中「前項」を「前項本文」に改め、「オートテニス及び」を削る。

別表の表を次のように改める。

施設 利用 料金	入園料金		区分				料金 の額 (回数券 十一枚につき)
	大 人	小 人	大人		小人		
			冷 水	温 水	冷 水	温 水	
プール利用料金(普通利用の場合の基本料金に係るものに限る。)			四千円	五千七百元	二千円	二千八百円	
テニスコート利用料金			九千四百円	四千七百元		三千六百円	
遊具利用料金(ボート、自転車、スケート・ボード、テニスラケット及びテニスシューズに係るものに限る。)							遊具の価格等を勘案して知事が別に定める額

様式第一号その1を次のように改める。

その1 施設利用券 (入園料金及びテニスコート利用料金の場合)

No. _____ <input type="radio"/> 施設利用券控 ( ) 年 月 日	No. _____ <input type="radio"/> 皆生温泉公園施設利用券 ( ) 年 月 日 〒 _____ 鳥取県営皆生温泉公園
---	---

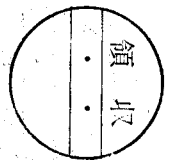
表

1 この券に領収印の無いものは、使えませ ん。 2 利用の心得や係員の指示を必ず守つてく ださい。	
--	--

裏

備考

- 1  印の表示は、次のとおりとする。
- (1) 幼児、児童及び中学校の生徒…………… 小
- (2) 高等学校の生徒、学生及び一般人…………… 大
- 2 「( )」欄の表示は、料金の区分に応じ、次のとおりとする。
- (1) 入園料金 (個人利用の場合) ……遊園施設 (個人利用)
- ” (団体利用の場合) ……遊園施設 (団体利用)
- (2) テニスコート利用料金……………テニス
- 3 この利用券に使用する領収印の印章は、下記のとおりとする。



直径2センチメートル

樂活銀一寺中サヤのなやサヤのこまじり。その1の次にその2として次のよう  
 に取らせ。

その2 施設利用券 (プール利用料金の場合)

No. _____ <input type="radio"/> 皆生温泉公園プール利用券 年 月 日 〒 基本料金 _____ 超過料金 _____ (入場時間) (退場時間) 鳥取県営皆生温泉公園	
--	--

表

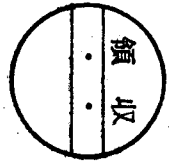
1 この券に領収印の無いものは、使えませ ん。 2 利用の心得や係員の指示を必ず守つてく ださい。 3 この券は、退場の際必ず返却してくださ い。	
--	--

裏

備考

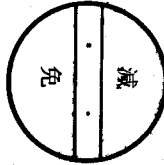
- 1  印の表示は、次のとおりとする。
- (1) 幼児、児童及び中学校の生徒…………… 小
- (2) 高等学校の生徒、学生及び一般人…………… 大

2 この利用券に使用する領収印の印章は、下記のとおりとする。



直径 2 センチメートル

3 障害者及びその付添人に対し使用料を減免する場合にこの利用券に使用する減免確認印の印章は、下記のとおりとする。



直径 2 センチメートル

券名第二面下の「券名」の欄に記入する。

その 1 施設利用回数券（入園料金及びテニスコート利用料金の場合）

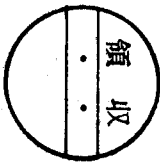
No. _____ <input type="radio"/> 施設利用回数券（ ） ( ) 年 月 日 ¥ _____	No. _____ <input type="radio"/> 皆生温泉公園施設利用回数券（ ） ( ) 年 月 日 ¥ _____ 鳥取県皆生温泉公園
---	--

裏

	1 この券に領収印の無いもの及び切り離したものは、使えません。 2 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。
--	---

備考

- 1 この利用券は、11枚を1つつりとし、「〔 〕」欄に1から11までの番号を記入する。
- 2 ○印の表示は、次のとおりとする。
  - (1) 幼児、児童及び中学校の生徒……○小
  - (2) 高等学校の生徒、学生及び一般人……○大
- 3 「〔 〕」欄の表示は、料金の区分に応じ、次のとおりとする。
  - (1) 入園料金……遊園施設
  - (2) テニスコート利用料金（夜間照明をしない場合）……テニス  
 （夜間照明をする場合）……テニス（夜間照明）
- 4 この利用回数券に使用する領収印の印章は、下記のとおりとする。



直径 2 センチメートル

様式第1号中の「おやせのふとじ」その1の次ページの2ページ目のように加える。

その2 施設利用回数券（プール利用料金の場合）

No. _____
<input type="radio"/> 皆生温泉公園プール利用回数券（ ）
（      年      月      日      ）
〒 基本料金      超過料金
（入場時間）      （退場時間）
鳥取県営皆生温泉公園

表

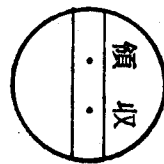
裏

1 この券に領収印の無いもの及び切り離したものは、使えません。
2 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。
3 この券は、退場の際必ず返却してください。

備考

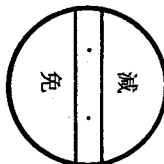
- この利用券は、11枚を1つづりとし、「〔 〕」欄に1から11までの番号を記入する。
- 印の表示は、次のとおりとする。
  - (1) 幼児、児童及び中学校の生徒…………… 小
  - (2) 高等学校の生徒、学生及び一般人…………… 大
- 「〔 〕」欄の表示は、料金の区分に応じ、次のとおりとする。
  - (1) 温水利用の場合……温水

- 冷水利用の場合……冷水
- この利用回数券に使用する領収印の印章は、下記のとおりとする。



直径2センチメートル

- 障害者及びその付添人に対し使用料を減免する場合にこの利用回数券に使用する減免確認印の印章は、下記のとおりとする。



直径2センチメートル

様式第5号(第8条関係)

様式第5号(第8条関係)

No. _____	No. _____
<input type="radio"/> 水泳教室参加証	<input type="radio"/> 水泳教室の種類
参加証控	住所
(水泳教室)	氏名
年      月      日	年      月      日
(年齢)	日から(毎週)
歳	曜日)
鳥取県営皆生温泉公園	鳥取県営皆生温泉公園

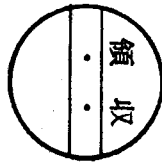
表

裏

- 1 この参加証に領収印の無いものは、使えません。
- 2 この参加証は、表に書いてある水泳教室に参加するときのはかは使用できません。
- 3 この参加証は、入園するとき係員に見せてください。
- 4 この参加証は、記名者のほかは使用できません。
- 5 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。
- 6 この参加証をなくしたり、破つたり、汚したときは、すぐに届けてください。

備考

- 1 ○印の表示は、次のとおりとする。
  - (1) 幼児、児童及び中学校の生徒………○小
  - (2) 高等学校の生徒、学生及び一般人………○大
- 2 この参加証に使用する領収印の印章は、下記のとおりとする。



直径2センチメートル

附 則

- 1 この企業管理規程は、平成二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に発行された施設利用回数券のうちプール利用料金に係るものについては、この企業管理規程による改正後の鳥取県営皆生温泉公園

の管理に関する規程の規定にかかわらず、同日以後、プールの普通利用に係る一回の利用券として使用することができる。

